

会議の公開等について

1 情報公開条例による会議の公開

三田市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に基づき、市長等が設置する附属機関等が行う会議は、原則公開となります。

三田市手話施策推進協議会は、市長の附属機関に位置づけられるため、会議を公開することが義務づけられています。

ただし、公開することにより適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合や、情報公開条例第7条第6号に定める非公開情報※が含まれる事項を審議する会議の場合は、委員会の決定により非公開とすることができます。

（情報公開条例第7条第6号）

実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 実施機関、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 会議録の公開等

会議録についても、情報公開条例に基づき、個人情報等公開が適当でない部分を除いて原則公開となります。

また、会議録の作成にあたって発言者名を記載することが基本とされています。ただし、「会議の適正な運営に著しい支障が生ずる」と当該附属機関等が判断した場合は、発言者名を記載しなくてもよいことになっています。

また、公開する会議録の内容についても（全文か要約か）、協議会に諮って決定することとなっています。

【基本的な考え方】

① 公開の会議

発言者名を記載する。➤会議公開につき発言者名を保護する理由は見当たらない。

② 非公開の会議

基本として発言者名を記載する。ただし、各附属機関等の会議の適正な運営に著しい支障が生ずると当該附属機関等が判断した場合は、発言者名を記載しなくてよい。

【「著しい支障」の例】

- ・ 発言者の権利利益を侵害するおそれがある場合
- ・ 特定の個人や法人の権利利益を侵害するおそれがある場合 など

【懸念すべき事項】

① 「要約筆記」の場合、発言者名を記載することにより、発言趣旨など会議録の確認に不測の期間を要するなど、円滑な事務進行に支障が生ずるおそれがある。

② 会議の公開・非公開にかかわらず、附属機関等の中には既に会議録における発言者名の記載について決定しているものもある。

③ 各附属機関等の趣旨・目的、議事等が異なるため、一律に決定することが困難である。

④ 市が附属機関等に求めているのは、個人意見の集約からなる合議体としての結論であり、発言者氏名の記載は、発言が抑制され自由闊達な議論に支障をきたすおそれがある。

⑤ 各委員に対して個人責任を求める必要性はなく、発言に端を発したトラブル等が生ずるおそれがある。

⑥ 委員として参画したいと思われる方が減少するおそれがある。

3 傍聴者への会議資料の提供

傍聴者へ提供する会議資料は、非公開情報を除き、協議会が決定する方法によるものとする。